

福岡市地下鉄・七隈線  
飲料用自動販売機  
設置・運営事業者 公募要項

令和5年9月14日

福岡市交通局広告・駅ナカ事業課

## 目次

1. 公募内容等	1
(1) 設置・運営場所	1
(2) 許可及び使用料等	1
(3) 売上金額等の報告	2
(4) キャッシュレス決済対応	2
(5) テロ警戒対応	3
(6) 許可の取消し又は変更	3
(7) 原状回復	3
2. 参加申込資格	4
3. 使用許可上の制限	4
4. 維持管理責任	5
5. 参加申込	5
(1) 参加申込書等提出期限	5
(2) 参加申込書等提出場所	5
(3) 提出書類	5
(4) その他	7
6. 提出書類の取扱い	7
7. 質問及び回答	7
(1) 質問受付期間	7
(2) 質問方法	7
(3) 回答方法	7
8. 選考方法	8
(1) 第1次選考	8
(2) 第2次選考(プレゼンテーション等)	8
① プレゼン等日時	8
② 場所	8
③ 時間	8
④ 出席者	8
⑤ 説明資料	8
⑥ リモート	8
⑦ 選定結果	9
9. 運営事業者の決定	9
10. その他留意事項	10
11. 様式	10
12. 問い合わせ・提出先	10

## 福岡市地下鉄 七隈線飲料用自動販売機設置・運営事業者 公募要項

福岡市交通局では、地下鉄ご利用のお客さまの利便性向上を図るため、七隈線飲料用自動販売機の設置・運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募しますので、公募参加者は本公募要項の各項目を確認し、参加申込みを行ってください。

なお、本公募要項は本公募のみに適用し、交通局が将来実施する同線の飲料用自動販売機公募時の要項においては、内容を変更する可能性があることをあらかじめご承知の上、参加申込みを行ってください。

### 1. 公募内容等

#### (1) 設置・運営場所

##### ① 対象路線

七隈線

##### ② 対象駅

橋本駅、次郎丸駅、賀茂駅、野芥駅、梅林駅、福大前駅、七隈駅、金山駅、茶山駅、別府駅、六本松駅、桜坂駅、薬院大通駅、薬院駅、渡辺通駅、天神南駅、櫛田神社前駅、博多駅【令和5年9月現在18駅・52台設置】

※「参考資料1 配置図面」参照。

※設置場所の寸法には原則、空き容器回収ボックス、放熱スペース等を含みます。

※自動販売機設置レイアウト、台数等を記載した自動販売機設置レイアウト提案書【5. 参加申込(3) 提出書類③】を参加申込時に提出していただきます。

#### (2) 許可及び使用料等

##### ① 許可

運営事業者は自動販売機設置場所として使用する部分について、福岡市交通局公有財産規程第25条に基づく、行政財産の目的外使用許可（以下「許可」という。）を受けて設置していただきます。なお、許可は通常の賃貸借契約とは異なり、借地借家法の適用はありません。

※「参考資料2 許可条件(案)」参照。

##### ② 設置・運営期間

設置・運営期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。許可の更新はなく、許可期間の満了をもって終了いたします。

##### ③ 土地建物使用料（以下「使用料」という。）

ア 毎月の売上総額(税抜)に歩率を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額(以下「税相当額」という。)を加算した額を納付していただきます。

イ 毎月の売上総額(税抜)に乗じる歩率(0.1%単位)を「様式2 企画書」に記入し、提出してください。

ただし、最低使用料は、月額1,400千円(税抜)とします。

(参考)令和4年度の売上額:約46,698千円/年(税抜)

ウ 使用料は、当該月分を交通局が指定した期日までに納付していただきます。

※売上総額に歩率を乗じた際に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※税相当額は、福岡市交通局公有財産規程第31条第4項の規定によります。

#### ④ 電気使用料相当額

電気使用料相当額は、自動販売機の定格消費電力に基づき、交通局が定める算出方法により計算した額とします。

電気使用料相当額は、1年間分を原則として当該年度の4月30日までに一括で納付していただきます。

(参考)令和5年度の電気使用料相当額:約877千円/年(税抜)

#### ⑤ 道路占用料

道路占用料は、1年間分を原則として当該年度の4月30日までに一括で納付していただきます。

※法令により、道路占用料の改定がなされた場合は、改定された道路占用料に基づき請求する道路占用料も改定となります。

(参考)令和5年度の道路占用料:約476千円/年(非課税)

#### ⑥ その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費、清掃費等の一切の経費は、運営事業者の責任及び費用負担となります。自動販売機用コンセントを増設する場合や分電盤等の交通局設備の改造等が必要な場合は、全て運営事業者の負担とし、施工していただきます。なお、事前に交通局と施工内容を協議し、図面等の承諾を受ける必要があります。

#### ⑦ 使用保証金

使用保証金は、使用開始(令和6年4月1日)までに交通局が発行する納入通知書により福岡市交通局出納取扱金融機関(福岡銀行の派出所、出張所を含む全営業店舗)において最低使用料(月額1,400千円)に税相当額を加えた額の1年分(福岡市交通局公有財産規程第43条第2項に基づく)を納付していただきます。

使用保証金は、撤退時に運営事業者が行う原状回復が完了した後に返還いたします。その際、滞納金、延滞金若しくは違約金がある場合は、使用保証金から当該金額を差し引きます。なお、使用保証金に利息は発生しません。

### (3) 売上金額等の報告

設置した自動販売機の月毎の売上本数、売上金額等交通局が指定する項目を満たした売上報告書を毎月、交通局が指定する日までに報告していただきます。

### (4) キャッシュレス決済対応

設置する全ての自動販売機においては、福岡市交通局発行の交通系ICカード「はやかけん」電子マネー対応機種とし、福岡市交通局と「はやかけん」電子マネー加盟店契約(以下「加盟店契約」という。)を締結する必要があります。

また、その他のキャッシュレス決済対応(QRコード決済等)を行う場合は、「様式2 企画書」のキャッシュレス決済の項目にその旨、ご記入ください。

① 「はやかけん」電子マネーが利用できる場合でも、加盟店契約を行っていない場合は、加盟店加入とはみなしません。

② 加盟店契約手続きのほか、「はやかけん」電子マネーについては、次の担当者と協議していただきます。また、上記①に関するご質問も次の担当者にお問い合わせください。

【はやかけん電子マネー加盟店契約についての問い合わせ先】

担当:福岡市交通局営業部営業課ICカード係

電話番号:092-732-4122 Eメール:eigyo.TB@city.fukuoka.lg.jp

## (5) テロ警戒対応

国際会議や国際イベント開催等に伴いテロ警戒警備の体制を強化するため、空き容器回収ボックス閉鎖等の交通局指示にご対応いただきます。

## (6) 許可の取消し又は変更

- ① 次の各号のいずれかに該当するときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。なお、許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合において、運営事業者に損害が生じても交通局はその賠償の責を負いません。
  - ア 使用部分を交通局の事業の用に供するため必要が生じたとき。
  - イ 使用部分を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
  - ウ 運営事業者が許可条件に違反したとき。
  - エ 運営事業者が納付期限後3か月以上経過しても使用料、電気使用料相当額及び道路占用料の納付を怠ったとき。
  - オ 運営事業者の発行する手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。
  - カ 運営事業者の故意又は過失による小火を含む火災及び漏水等の発生によって、地下鉄事業に支障を生じさせたとき。
- ② 前記①のア及びイの規定により交通局が使用物件の移転、変更、修理又は撤去を申し出た場合は、運営事業者はその申出に従うこととし、この場合の費用は全て運営事業者で負担していただきます。
- ③ 前記①のウからカの規定により許可を取り消した場合は、次に定めるとおり取り扱うものとします。
  - ア 使用保証金は、原状回復後に返還します。
  - イ 運営事業者は、納付した使用保証金の額を超えて交通局に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。
  - ウ 使用開始日（令和6年4月1日）より前に許可を取り消す場合は、使用料に税相当額を加えた額の3か月分を違約金として申し受けます。
  - エ 使用開始後に許可を取り消す場合は、起算月から起算して起算月を含む前6か月分の使用料を違約金として申し受けます。なお、「起算月」は許可を取り消した日が属する月の前月とします。

## (7) 原状回復

原則として、許可取消の場合は交通局が指定する期日までに、許可期間満了の場合は許可期間満了日までに使用物件等を撤去し、許可前の状態に回復していただきます。この費用は運営事業者の負担となります。ただし、運営事業者が増設又は改造した電源設備は、交通局へ寄附することができるものとします。なお、許可期間満了の場合において、運営事業者が継続して許可を受ける場合は、原状回復を行わないことができるものとします。

## 2. 参加申込資格

次の要件を全て満たす法人に限り参加することができます。

(1) 福岡市地下鉄の駅構内、他の鉄軌道事業者の駅構内、福岡市施設（福岡市役所本庁舎、区役所、市民センター、市民プール、市民会館、市民体育館など）のいずれかにおいて、飲料用自動販売機の設置・運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有すること。

※「様式4 実績表」にご記入ください。

(2) 運営準備に必要な資金の調達及び継続して使用料等の支払い能力がある会社法による法人であること。

(3) 使用料等の納付において、交通局が発行する納入通知書により福岡市交通局出納取扱金融機関において納付することができること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 営業に必要な許認可・免許等の条件を満たすことができること。

(7) 令和6年4月1日までに機器の調達および運営体制がととのえられること。

(8) 公募開始日から運営事業者決定の日までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(10) 福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(11) 提出した役員等名簿を用い、交通局が前記(9)及び(10)の確認のため福岡県警察本部へ照会確認することに同意する者であること。

(12) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

## 3. 使用許可上の制限

(1) 販売品目は原則、缶、ビン又はペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品（乳飲料を含む。）とします。

(2) 酒類の販売を行うことはできません。

(3) 設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付してください。

(4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。

(5) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(6) 自動販売機の外装素材は不燃材の使用を基本とし、本市消防局の承諾を得る必要があります。

(7) 硬貨及び紙幣投入口並びにキャッシュレス決済端末等の設置高さは、誰もが利用しやすい高さ（床面から概ね1,100mm程度）とします。

(8) ノンフロン対応やヒートポンプ方式等、省電力及び環境に十分配慮した機種を設置してください。

(9) 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。

(10) 自動販売機設置場所については、給排水設備はありません。

#### 4. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、運営事業者が行ってください。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行ってください。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、駅利用者を最優先とした計画・体制とし、交通局の指示に従ってください。
- (3) 自動販売機に併設して、空き容器回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、運営事業者の責任で適切に回収・処分を行ってください。処分に当たっては、ペットボトル、ガラスびん、缶（アルミ・スチール）については、適切に資源化（汚損等資源化できないものを除く）を実施してください。また、空き容器回収ボックスは、不審物を投入された場合など、防犯及び安全対策に配慮したものとして、次の各号に対応できるものを設置してください。
  - ① 前面を透明パネルとするなど、内容物の視認が容易にできること。
  - ② 空き容器回収ボックスには鍵を設置せず、ボタン式やマグネット式などとする。
  - ③ 空き容器回収ボックスの外側は基本的に不燃素材とすること。
- (4) 設置場所周辺及びコンセント差込口の清掃を行ってください。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。
- (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置してください。
- (7) 自動販売機からの配線は壁等に固定してください。
- (8) 既設の自動販売機用コンセントを使用する場合は、コンセント用漏電ブレーカーを取り付けて使用してください。また、自動販売機用コンセントを増設した場合や分電盤等の交通局設備の改造等を実施した場合で、使用期間中に改造等を実施した部分の不具合が発生した際は、運営事業者にて対応していただきます。
- (9) 交通局の電気設備の定期点検等により地下鉄の営業時間外に年に数回の2時間を超える停電及び月に数回の数分程度の停電があるため、停電対策及び停電復旧対策を講じてください。
- (10) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、運営事業者の責任において対応してください。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示してください。

#### 5. 参加申込

##### (1) 参加申込書等提出期限

令和5年10月11日(水)午後5時まで

##### (2) 参加申込書等提出場所

提出書類は持参若しくは郵送(必着)で「12. 問い合わせ・提出先」へ提出して下さい。

##### (3) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
① 参加申込書 兼誓約書	・様式1 ※参加申込者の押印は不要	1部

<p>② 企画書 ※プレゼン時に使用</p>	<p>・<b>様式2</b> ・月の売上総額(税抜)に乗じる歩率、運営方針、サービス提供内容等を記載すること。 ・企画書は様式2に「別紙(別添)のとおり」などと記載し、別様式の企画書(A4、横書き)を添付することも可。その際も別様式に必要事項は記載すること。</p>	<p>8部 ※両面コピー可</p>
<p>③ 自動販売機設置レイアウト提案書 ※プレゼン時に使用</p>	<p>・<u>様式自由/A4サイズ</u> ・設置イメージ・台数等を記載すること。</p>	<p>8部 ※両面コピー可</p>
<p>④ 設置予定の自動販売機カタログ ※プレゼン時に使用</p>		<p>8部 ※両面コピー可</p>
<p>⑤ 会社経歴書又は会社概要</p>	<p>・任意様式</p>	<p>1部</p>
<p>⑥ 代表者経歴書</p>	<p>・任意様式</p>	<p>1部</p>
<p>⑦ 実績表</p>	<p>・<b>様式4</b></p>	<p>1部</p>
<p>⑧ 市町村税を滞納していないことの証明書</p>	<p>・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で直近2年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるものを提出すること。 ・発行から3か月以内のもの。</p>	<p>1部</p>
<p>⑨ 消費税及び地方消費税納税証明書</p>	<p>・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。 ・証明書の種類は「納税証明書(その3)」若しくは「納税証明書(その3の3)」を選択すること。 ・発行から3か月以内のもの。</p>	<p>1部</p>
<p>⑩ 直近2年分の財務諸表</p>	<p>・直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写しを提出すること。</p>	<p>1部</p>
<p>⑪ 登記事項証明書</p>	<p>・法務局発行の現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可)を提出すること。 ・発行から3か月以内のもの。</p>	<p>1部</p>
<p>⑫ 役員等名簿</p>	<p>・<b>様式3</b> ・代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。 ・この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために福岡県警察本部へ照会することに使用する。 ・役員とは、株式会社、有限会社の取締役、監査役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。</p>	<p>1部</p>

#### (4) その他

- ① 提出書類及び企画書の内容は、詳細に記入してください。
- ② 固有名詞等を除き、作成言語は日本語とします。
- ③ 全書類の提出が必要です。不足がある場合は、参加申込資格を満たしません。
- ④ 参加申込書等の内、⑧～⑫については、「福岡市・水道局・交通局競争入札参加登録業者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該掲載の有効期間内にこの飲料用自動販売機設置・運営事業者公募の公示日または参加申込期限日が含まれている者にあつては提出不要です。
- ⑤ 書類提出後の内容変更・追加書類は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合で交通局が認める場合はこの限りではありません。
- ⑥ 必要により、その他の関係書類を提出していただく場合があります。
- ⑦ 公募参加者の責任において、現地設置場所の確認を行ってください。
- ⑧ 機器搬入等は日程等打合せの上おこなっていただきます。
- ⑨ 書類提出後、参加を辞退する場合は、「様式5 参加辞退届」を「12. 問い合わせ・提出先」に持参若しくは郵送で提出してください。

#### 6. 提出書類の取扱い

- (1) 公募参加者が作成した提出書類等について、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開の対象となりますので、あらかじめご承知の上、本公募に参加してください。

※福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報及び公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。

- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 交通局が提示する公募要項等の著作権は交通局に帰属し、公募参加者が提出した提出書類の著作権は、それぞれの公募参加者に帰属します。
- (4) 交通局は、手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の発表等のため必要と認めるときは、公募参加者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て公募参加者が負うものとします。

#### 7. 質問及び回答

##### (1) 質問受付期間

令和5年9月14日(木)から令和5年9月21日(木)午後5時まで

##### (2) 質問方法

「様式6 質問書」に記入の上、「12. 問い合わせ・提出先」宛にEメールでご提出ください。また、当該質問書を提出した旨を電話でご連絡ください。

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は、**令和5年9月28日(木)**を目途に福岡市及び交通局ホームペー

ジに掲載し、本公募要項の一部とみなします。なお、回答後の再質問は受け付けません。

## 8. 選考方法

### (1) 第1次選考

公募参加者が提出した書類をもとに交通局において、事前審査を実施します。事前審査の結果、次の各号に該当する場合は、第2次選考の対象外とします。

① 参加申込資格を満たしていない場合

② 提出書類に不備がある場合

③ 3者以上の申込みがあった場合、提案使用料歩率が上位3位以下の者

※ただし、提案使用料歩率の差が上位2位と5%未満の場合は、上位3位以下の者も第2次選考の対象とする場合があります。

第1次選考の結果は、全ての公募参加者へEメールにて通知します。

### (2) 第2次選考(プレゼンテーション等)

第1次選考通過者を対象に第2次選考として、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施します。地下鉄七隈線飲料用自動販売機設置・運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、「別表1 運営事業者選考基準」に基づき総合的に審議した上で、運営事業者を選定します。なお、「別表1 運営事業者選考基準」の1、9、10以外の各項目の配点において、1項目でも評価点が最低評価点となった場合は、不採用となります。

#### ① プレゼン等日時

令和5年11月1日(水)以降【予定】

#### ② 場所

福岡市交通局庁舎(福岡市中央区大名二丁目5番31号)【予定】

※中央区役所と同じ建物ですが、交通局玄関は赤坂駅5番出入口側です。

#### ③ 時間

約25分(説明10分・質疑応答15分)【予定】

#### ④ 出席者

一事業者3名までとします。プレゼン等は、許可後に主に運営を担当する方が行ってください。

#### ⑤ 説明資料

プレゼン等は提出された「企画書」、「自動販売機設置レイアウト提案書」、「設置予定の自動販売機カタログ」をもとに実施していただきます。

※書類提出後、交通局からの求めに応じて提出していただく書類以外の追加書類・提案は認めません。

※スクリーン、プロジェクター等は使用できません。

#### ⑥ リモート

プレゼン等をリモートにて実施する場合がありますので、その際は第1次選考通過者にあ

らかじめお知らせいたします。

## ⑦ 選定結果

運営事業者の選定後、第1次選考通過者に対してEメールにて結果を通知します。

また、福岡市及び交通局ホームページにて選定した運営事業者を掲載します。

## 9. 運営事業者の決定

- (1) 選定委員会において、使用料歩率及び企画提案内容等について、「別表1 運営事業者選考基準」をもとに評価し、全公募参加者について順位を決定します。
- (2) 交通局は、この選定委員会の結果を踏まえ、運営事業者を決定します。
- (3) 運営事業者の決定は、決定後、速やかに運営事業者に通知するとともに福岡市及び交通局ホームページに公表します。また、運営事業者以外の公募参加者については、順位を通知します。
- (4) 運営事業者との協議が調わない場合は、順位第2位の公募参加者を運営事業者に繰り上げることとし、以下同様に運営事業者に繰り上げることといたします。
- (5) 運営事業者が許可前に「2. 参加申込資格」を満たさなくなった場合若しくは提出書類の内容に虚偽があった場合は、運営事業者の決定を取り消します。

別表1 運営事業者選考基準

	項目	評価の視点	配点 (最高)
1	使用料歩率	・高い使用料収入が見込めるか	90
2	故障・クレーム時の対応並びに体制	・クレーム等に対し誠意ある適切な対応ができるか	15
3	販売商品・品揃え	・豊富な品揃えか	10
4	空き容器回収の体制	・空き容器の回収頻度等	10
5	レイアウト・設置台数、提案事項等	・レイアウト・設置台数、提案事項 等	10
6	商品補充の体制・頻度	・商品補充の頻度等	5
7	販売機器の付加機能	・災害対応型自動販売機の設置、ユニバーサルデザイン等付加機能の提案	5
8	節電及び環境対策	・節電及び環境配慮機能の搭載がなされているか	5
9	キャッシュレス決済	・QRコード決済等のキャッシュレス決済について提案	5
10	障がい者雇用	・障がい者の雇用に寄与しているか。	5
合計			160

※評価点が同点であった場合は、「使用料歩率」の評価点が高い企画案を優先し、「使用料歩率」の評価点も同点であった場合には、さらに「故障・クレーム時の対応並びに体制」の評価点が高い企画案を優先し、「故障・クレーム時の対応並びに体制」も同点であった場合には選定委員会の審議により順位を決定します。

## 10. その他留意事項

- (1) 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市交通局公有財産規程、その他関係法令等の定めるところによります。本公募要項に疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (2) 公平で厳正な選定を確保するため、審査等に関する問い合わせには事前事後に関わらず一切応じられません。
- (3) 本件に応募し、運営事業者となった場合であっても、道路管理者や消防局からの許可が得られない場合は設置できないことがあります。
- (4) 本公募に関して公募参加者が要した一切の費用は公募参加者にて負担いただきます。
- (5) 災害や経済状況の急激な変化等、公募手続きを継続することが困難であると交通局が判断した場合には、本公募手続きを停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても本公募に要した費用を交通局に請求することができません。

## 11. 様式

- (様式1) 参加申込書兼誓約書
- (様式2) 企画書
- (様式3) 役員等名簿
- (様式4) 実績表
- (様式5) 参加辞退届
- (様式6) 質問書

- (参考資料1) 配置図面
- (参考資料2) 許可条件(案)
- (参考資料3) 提出書類チェックリスト

## 12. 問い合わせ・提出先

福岡市交通局 営業部 広告・駅ナカ事業課 担当:宮地、寺本、中島 〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号(交通局庁舎6階) 電話番号:092-732-4109・4229 Eメール:ekinaka@city.fukuoka.lg.jp
---

◇ 公募要項公表から運営開始までの流れ

